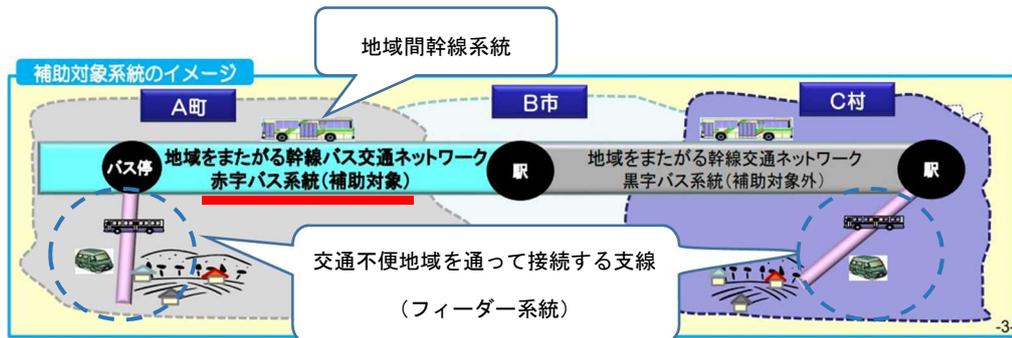


## 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

### 1 制度の概要

次の条件に合致する路線を対象とした国庫補助制度

- (1) 複数の自治体をまたぐ基幹的なバス路線（地域間幹線系統）
- (2) 過疎地域等の交通不便地域を通り、複数の自治体をまたぐ基幹的なバス路線、鉄道路線に接続する支線のバス路線、乗合タクシー路線（フィーダー系統）



### 2 市内の対象路線

- (1) 地域間幹線系統
  - ・長電バス株式会社（2路線2系統）
    - 屋島線（1系統）
    - 屋代須坂線（2系統）
- (2) フィーダー系統
  - ・交通空白地域乗合タクシー（2路線）
    - 篠ノ井共和線
    - 安茂里線